

5－6 農業経営体における経営耕地の状況【農林業センサス】

(基準日：各年2月1日、単位：経営体・ha)

年 次	計		田		畑（樹園地を除く）		樹 園 地		畑のうち牧草専用地	
	経営耕地 のある 実経営体数	面 積	経営耕地 のある 経営体数	面 積	経営耕地 のある 経営体数	面 積	経営耕地 のある 経営体数	面 積	経営体数	面 積
平成 2 2 年	3,907	7,840	3,606	6,857	1,640	415	798	569	4	2
2 7	3,299	8,638	3,083	7,841	1,410	480	458	317	6	3
令和 2 年	2,799	7,290	2,376	6,363	1,368	619	405	307	19	7

資料：農林水産省「農林業センサス」

- ※「経営耕地」とは、調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。
- ※「田」とは、耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。
- ※「畑」とは、耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。
- ※「樹園地」とは、木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a 以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。
- ※「畑のうち牧草専用地」とは、牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。(1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。(2) 草地造成により造成した牧草地はここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。
- ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。
- ※面積は各単位ごとに四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しないことがある。